

大樹町住宅リフォーム支援事業

解説版 Q and A

Q 1：倉庫・工場・牛舎のリフォームをします。補助対象になりますか？

A 1：倉庫・工場・牛舎のリフォームは、補助対象とはなりません。

補助対象となるのは町内に建設された専用住宅です。ただし、併用住宅（住宅部分と店舗や事務所等の非住宅部分が混在している住宅）でも、住宅部分のリフォームについては、補助対象となります。

Q 2：親名義の住宅に住んでいます。リフォームの対象になりますか？

A 2：被相続人が所有する住宅に相続人が現に居住し、かつ当該住宅の固定資産税を相続人が納付している場合、補助対象となります。

Q 3：どのようなリフォームでも補助対象になりますか？

A 3：補助対象となるリフォームは、「住宅の長寿命化」、「省エネルギーの推進」、「住環境の向上」等を目的とした住宅の性能向上がはかれるものとしています。よって、経年変化による劣化及び故障による同等品での交換、更新等は、補助対象とはなりません。また、町内の建設業者によりリフォームを行うことも補助条件のひとつとなっています。具体的な工事例を別資料-1にまとめています。ご参考にして下さい。

Q 4：補助金はいくら交付されますか？

A 4：リフォーム工事費（補助対象経費）の1/2に相当する額（1,000円未満の端数があるときは切り捨てる）とし、10万円を限度とします。複数の工種を複合的に行う場合は各工種の限度額内で合算されます。

例：リフォーム工事と内窓サッシ設置を同時に行う場合は20万円が限度額となります。

Q 5：補助金は現金ですか？

A 5：補助金は現金でなく、大樹TMOカード会発行の商品券（以下：商品券）で交付します。なお、商品券は、町内の商店等で使用可能です。使用期間は発行日より約6か月以内となっております。商品券での交付は、事業目的のひとつに地域経済の活性化を掲げていることをご理解願います。

Q 6：申請等の書類を作るのは苦手なのですが…

A 6：町内建設業者（以下：代理人）による申請も受け付けています。また、申請から補助金（商品券）の受け取りまでの手続きを一括して代理人が行うことも可能です。その場合は、申請時に委任状を添付して下さい。申請手続き等に必要な各様式は、大樹町ホームページ（<http://www.town.taiki.hokkaido.jp/>）からデータをダウンロードできます。

Q 7：リフォーム工事費の支払いに商品券を使えますか？

A 7：交付された商品券の使用目的に制限はありません。施工業者にご相談下さい。また、商品券の使用期限は発効日より約6か月以内となっています。

Q 8：住宅に太陽光発電システムを設置する予定です。補助対象になりますか？

A 8：既存・新築住宅へ設置する場合は、平成28年度から対象工事となります。太陽光発電システムとは、発電した電気を低圧配電線と逆潮流有りで連系することにより利用する一連のシステムで、かつ太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値が10kW未満のもの、かつ、財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されているものであるものが対象となります。

Q 9：介護保険法に基づく居宅介護住宅改修工事及び介護予防住宅改修費、並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく住宅改修工事（以下：居宅介護住宅改修工事等）を予定しています。補助対象になりますか？

A 9：原則、大樹町住宅リフォーム支援事業の補助金と併給はできません。よって、工事費が20万円（居宅介護住宅改修工事等の支給限度基準額）を超える場合については、補助対象となります。その場合の補助対象金額は、工事費から20万円を差し引いた金額となります。また、以前に支給限度基準額の一部を受給された場合は、補助対象金額が変わります。詳細については、ご相談下さい。

Q 10：リフォームと一緒に家電、家具、敷き絨毯、カーテンも新しくします。補助対象になりますか？

A 10：家電、家具、敷き絨毯、カーテン類は、備品となり補助対象になりません。

Q 11：傷みの激しい屋根、外壁を部分的に改修します。補助対象になりますか？

A 11：なりません。外壁、屋根については、全面的な張替え、塗替えの場合について補助対象とします。また、既存の材料より性能向上がはかれる材料を使用することも条件となります。詳細については、ご相談下さい。

Q 12：共同名義の住宅をリフォームします。補助対象者も共有者になりますか？

A 12：共同名義の住宅の場合、共有者のいずれかの1人に限ります。
また、共有者全てが町税等の滞納がないことが条件となります。

Q 13：この大樹町住宅リフォーム支援事業はいつまで継続するのですか？

A 13：大樹町住生活基本計画の中間期に合わせ、令和8年度をもって事業終了となる予定です

別資料-1

リフォーム工事対象適否一覧表

部位・室		工事内容	対象	備考
外装	屋根・外壁	全面張替え、全面塗替え	○	
		部分張替え、部分塗替え	×	
		屋根形状の変更等	○	
	外部	風除室の新設、取替え	○	
内装	断熱材	断熱改修工事	○	
	床	フローリングの新設、張替え	○	
		段差の解消、改修工事	○	
	壁	間仕切の改修	○	
	建具 開口部	玄関ドア（断熱化が図れるもの）の改修	○	
バリアフリー化に係る建具の新設・改修		○		
内外装	その他	和室⇄洋室に変更	○	
		間取り変更	○	
		手摺りの設置	○	
		増築工事	○	
内装	台所	システムキッチンの新設、取替え ^{※1}	○	
	浴室	浴槽、風呂釜等の更新 ^{※2}	×	
		ユニットバスの新設、取替え	○	
		暖房設備の新設、取替え	○	
	洗面室	洗面化粧台の新設、取替え	○	
	トイレ	和式から洋式への改修	○	
		節水型便器等の新設、取替え	○	
		ウォシュレットのみの新設、取替え ^{※3}	×	
	暖房設備	蓄熱暖房器具の設置工事	○	
		温水暖房器具の設置工事	○	
		床暖房設備の設置、電気ヒーターの設置工事	○	
ストーブやエアコンの新設、取替え ^{※3}		×		
内外装	省エネ化 高効率設備	エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、 エネファーム等の高効率設備の設置工事	○	

凡例：○=対象、×=非対象

※1：システムキッチンには、IHクッキングヒーター、食洗機、レンジフード等も含まれます。

※2：劣化、故障等により同等品で更新することは、性能向上がはかられていないため。

※3：家電の取付は対象外。

部位・室		工事内容	対象	備考
外装	外構	玄関の段差解消工事、手摺り設置	○	
		アスファルト舗装、車庫等の新設、増設	×	
		車庫、カーポートの新設、増設	×	
		ロードヒーティング、融雪槽設備の設置、増設	×	
		塀、フェンス、植栽の新設、増設	×	
他	その他	再生可能エネルギーの導入が図られるもの ^{※4}	○	太陽光発電以外 ^{※5}

※4：エネルギーの高効率化が図られるもの。節電化を謳ったエアコンやストーブ等の家電の設置は対象外となります。

※5：バイオマス等をエネルギーとする設備の導入が対象となります。

※6：太陽光発電装置の設置は別枠での補助対象となります。